6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KOHIRA Takeshi, Director Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency

⑵　Classification of the services to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Files 123,550 sets etc.

⑷　Delivery period : 28 November 2025.

⑸　Delivery place : Location specified by National Tax Agency

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ; ⓐnot come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship of Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ⓑnot come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ⓒhave Grade "A" "B" or "C" in manufacturing or sale etc in the Kanto・Koushinetsu district, in terms of the qualification for participating in tenders related to Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027. ; ⓓhave not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity). ; ⓔan eligible person is a person whose business condition and credit are deemed not to be a severe degradation, and who is sure to implement the contract. ; ⓕProve to have the ability to lease the products concerned by themselves in addition to by a third party, should the products requested through this notice be leased by a third party.

⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　26 August 2025

⑻　Other : For details concerning this tender, Refer to the Tender explanation.

⑼　Contact point for the notice : OHARA Asuka Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan TEL 03―3581―4161 ex 3646

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和７年６月26日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　石井　靖男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第 313 号（№313）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　契約件名　福岡航空交通管制部１号無停電電源装置外４か所蓄電池の製造（電子入札対象案件）

⑶　履行内容等　本件は、無停電電源設備の直流入力電源及び制御電源として使用する蓄電池を製造し、更新するものである。

【調達概要】

・以下の蓄電池を製造し、既設蓄電池等を更新する。

１）福岡航空交通管制部１系用無停電電源設備用蓄電池　ＭＳＪ―800（ＭＳＪ―500＋300）型（180個）２組

２）福岡航空交通管制部２系用無停電電源設備用蓄電池　ＭＳＪ―800（ＭＳＪ―500＋300）型（180個）２組

３）高松空港ＴＳＲ用無停電電源設備用蓄電池　ＭＳＪ―100―６型（60個）２組

４）鹿児島空港第２ＡＳＲ用無停電電源設備用蓄電池　ＭＳＪ―100―６型（60個）２組

５）加世田ＡＲＳＲ用無停電電源設備用蓄電池　ＬＨＭ―24―12型（30個）２組

※蓄電池は長寿命形とし、同等品も可とする。詳細は仕様書による。

・撤去した蓄電池等は、受注者処分とする。

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑸　履行期間　契約締結日の翌平日から令和８年３月19日

⑹　納入場所

・福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302―17（福岡航空交通管制部　機械棟）

・香川県高松市香南町岡字高根（高松空港ＡＳＲ／ＴＸ局舎）

・鹿児島県霧島市隼人町嘉例川字前原（鹿児島空港第２ＡＳＲ局舎）

・鹿児島県さつま市加世田津貫字小椎山2851―５（加世田ＡＲＳＲ局舎）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　開札時までに令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、２⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる要件を満たす者であること。

１）平成22年４月１日以降に元請けとして完了した、調達物品又は同種物品を製造し、納入した実績を有すること。なお、同種物品とは、制御弁式据置鉛蓄電池とし、日本産業規格「ＪＩＳ　Ｃ　8704―２―１、―２」又は国際規格（ＩＥＣ規格）「60896―21、―22」に準拠すること。

２）調達物品の設計・製造を行うために必要な組織体制を有する者。

３）調達物品の製造計画等を適切に行える者。

４）調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備された者。

５）調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備された者。

①　緊急時（夜間・休日等を含む）の連絡体制が整っていること。

②　緊急時の技術者派遣要請に対し、24時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。

③　部品供給部門の組織体制が整っていること。

④　構成部品について、最低10年間供給できること。

⑤　部品の供給を要請した場合は、３か月以内に納入場所へ部品供給できること。

⑻　入札説明書の交付を受けた者、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。